

第2章 災害予防計画

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「応急活動体制の整備」のための施策を体系化し、町に必要な災害予防計画を提示する。

- 第1節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 応急活動体制の整備

第2章	災害予防計画	
第1節	災害に強い組織・ひとづくり	1
第1	防災組織の整備	1
第2	住民が行う防災対策	4
第3	自主防災活動の推進	4
第4	防災訓練	8
第5	防災知識の普及・啓発	13
第6	調査・連携	19
第7	町民の心得	20
第2節	災害に強いまちづくり	24
第1	市街地の整備等	24
第2	建築物の安全化	25
第3	交通施設の整備	26
第4	ライフライン施設等の整備	28
第5	風水害予防対策の推進	29
第6	土砂災害予防対策の推進	32
第7	高潮災害予防対策の推進	34
第8	地震・津波災害予防対策の推進	36
第9	液状化対策の推進	41
第10	火災予防対策の推進	42
第11	農林水産業災害予防対策の推進	45
第12	原子力災害予防対策の推進	45
第13	文化財災害予防対策の推進	46
第3節	応急活動体制の整備	48
第1	情報の収集伝達体制の整備	48
第2	応援体制の整備	53
第3	災害ボランティア活動環境等の整備	55
第4	避難体制の整備	57
第5	救出救助体制の整備	68
第6	医療救護体制の整備	69
第7	輸送体制の整備	71
第8	要配慮者等の安全確保体制の整備	74
第9	給水体制の整備	82
第10	食糧、生活物資の供給体制の整備	82
第11	防疫・清掃体制の整備	85
第12	住宅の確保体制の整備	87
第13	二次災害の防止体制の整備	87
第14	業務継続計画の策定	88
第15	資機材等の点検整備	89
第16	災害救助法の運用体制の整備	90
第17	複合災害の予防	91
第18	帰宅困難者支援体制の整備	92
第19	液状化災害対策	92
第20	南海トラフ地震臨時情報への対応	93

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目
第1 防災組織の整備
第2 住民が行う防災対策
第3 自主防災活動の推進
第4 防災訓練
第5 防災知識の普及・啓発
第6 調査・連携
第7 町民の心得

第1 防災組織の整備

東日本大震災をはじめ、熊本地震、能登半島地震等近年の災害規模の拡大化や多様化を鑑みると、今後の防災対策においては、吉富町と各関係機関がより連携を図り、協力した取り組みが求められる。

このため、災害による被害を最小限に抑えるとともに、被災時には的確かつ円滑な対応が図られるよう、吉富町は、各関係機関における防災活動体制の確立・強化を支援するとともに、平時からそれぞれの役割について理解・把握しておく。

1. 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、町長を会長として吉富町防災会議を開催し、吉富町及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

なお、その組織及び所掌事務については、吉富町防災会議条例に基づき実施する。

吉富町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

2. 吉富町（災害対策本部）

(1) 災害対策本部体制の整備

吉富町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

吉富町長（本部長）は、災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害初動マニュアル等を周知徹底するとともに他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、職員の応急対応力の強化を図る。

各課（各班）は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や作業マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

また、住民等に対し、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性といった防災知識の啓発を行い、災害に強いまちづくりを進める。

さらに、防災気象情報や避難に関する情報等を災害の切迫度に応じ、警戒レベル等により提供すること等を通し、住民等が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(2) 災害対策本部室等の整備

吉富町は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

また、庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保し、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

■災害対策本部室等の整備の留意点

- 自家発電機
再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（1週間程度）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。燃料に関しては、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。
- 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- 通信、電力等の優先復旧体制
- 応急対策用地図
- 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(3) 関係機関等の参画

吉富町は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(4) 人材の確保

吉富町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、吉富町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(5) 惨事ストレス対策

吉富町は、救助・救急、医療又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3. 吉富町消防団

消防団は、京築広域圏消防本部及び災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備、環境の改善を図る。

吉富町は、消防団の充実強化と活性化を図るため、若年層等の入団促進、消防団の防災訓練・研修等による人材育成の充実、資機材や物資の整備に努める。

4. 関係機関

関係機関は、災害発生時における応急対策実施のために必要な組織の整備・改善を図る。

また、要配慮者に対する配慮等、近年の災害における新しい課題にも対応した防災体制の確立に努める。

5. 自主防災組織

自主防災組織は、自分の住む地域は自分で守るという「共助」の意識向上が、災害時に大きな力を発揮するため、平時から地域内の安全点検や地域住民への防災知識の普及・啓発活動、防災訓練の実施、防災資機材の配備・強化等を行うなど、災害時における被害を最小限に留めるための体制づくりに努める。

また、住民等から地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、吉富町地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、個別避難計画の内容を前提として訓練を行うなど地域全体での避難が円滑に行われるよう努める。

6. 事業所

事業所は、吉富町が行う防災事業や防災活動において必要となる人材や資機材の提供等に努める。

また、事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者等の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

吉富町は、事業所における自衛防災組織の育成や防災マニュアルの作成を支援する。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業については、国、県及び吉富町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

7. 災害ボランティア

吉富町は、社会福祉協議会と連携し、平時から近隣の災害ボランティア団体との連携を図り、受け入れ体制の整備や協力・連絡体制の整備、さらに、必要に応じてこれら団体の活動支援に努める。

また、吉富町及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、平時から各種ボランティア団体との連携に努める。

第2 住民が行う防災対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平時から災害に対する備えを進める。

吉富町は、住民に対する防災意識の高揚を図る。

■住民が行う防災対策

- (1) 防災に関する知識の修得
 - 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
 - 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
 - 過去に発生した災害の被害状況
 - 近隣の災害危険箇所の把握
 - 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
 - 災害教訓の伝承
- (2) 防災に関する家族会議の開催
 - 指定緊急避難場所・経路の事前確認
 - 非常持出品、備蓄品の選定
 - 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
 - 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
- (3) 非常用品等の準備、点検
 - 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
 - 3日分相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
 - 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備
- (4) 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、ガラス飛散防止、家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止等）
- (5) 応急手当方法の習得
- (6) 吉富町又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的な参加
- (7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- (8) 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備（ゲージ内管理やしつけ等）
- (9) 被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つである地震保険の活用

第3 自主防災活動の推進

吉富町の自主防災組織の結成は、平成23年度に町内全自治会において行われ、現在は発展途上の段階にある。また、吉富町は、災害発生時に、限られた職員数の中から対処せざるを得ず、特に大規模災害時には応急対策に参加する人材の確保・増員は必然となる状況にある。

このような状況において、吉富町で円滑な防災対策を行うためには、行政及び防災

関係機関等による防災活動だけでなく、住民や事業所、団体等が連携・協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持つことが必要であり、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害を未然に防ぐことや、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながり、災害対策上重要である。

このため、吉富町は、住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、住民による自主防災体制の育成・支援を行うとともに、住民による自主防災活動への積極的な参加を促すよう努める。

1. 活動内容

自主防災組織は、吉富町と連携して、以下の内容の活動を行う。

■自主防災組織の活動内容

[平時]

- 要配慮者を含めた地域コミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 事業所の防災組織や地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等地域内の他組織との連携
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、出火防止・初期消火、避難及び救出・救護、炊き出し等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所、消防水利、医療救護施設等）
- 防災計画書の作成（地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割など）

[災害時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 避難情報の周知及び集団避難の誘導
- 避難所における被災者への生活支援
- 避難所における被災者への生活支援
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 要配慮者の避難支援等

2. 育成強化対策

吉富町は、町内における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対して防災意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、吉富町は、自主防災組織の育成及び体制の強化対策として、組織構成等のあり方に対する助言や、地区ごとのオリジナル防災マップの作成、講習会・研修会等の開催による組織リーダーの養成や防災士等の防災人材の育成強化、初期消火活動や被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった防災訓練の実施及び参加要請、

防災資機材の整備等、様々な地域活動における支援及び助成の実施に努める。

また、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。

■育成強化対策

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 各種防災情報の提供
- 自主防災組織への個別指導・助言
- 自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（女性含む）の育成

3. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

吉富町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、吉富町は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

4. 事業所等の地域防災活動への参画促進

町内の事業所や団体等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各事業所や団体等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、災害時における防災活動が円滑かつ速やかに実施できるよう、自主防災体制の整備、防災訓練、建物の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進充実に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、吉富町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

さらに、事業所や団体等は、地域における災害が拡大することがないように、自衛防災組織等の編成により、平時から吉富町及び自主防災組織との連携を図り、人材及び設備面での協力体制を確立するなど、地域の安全確保に向けて積極的な参加、協力を努める。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

なお、吉富町は、事業所等の取り組みに資する情報提供等を行うとともに、事業所等職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災に関する助言を行うとともに、防災体制の充実や防災マニュアル作成等について、積極的に支援を行う。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等を貯蔵または取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）など

■事業所等における防災対策

- 防災訓練
- 従業員等の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難対策の確立
- 応急救護
- 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- 施設耐震化の推進
- システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 施設の地域避難所としての提供
- 地元消防団との連携・協力
- 緊急地震速報受信装置等の活用

■吉富町の役割

- 防災訓練への参加呼びかけ
- 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発
- 事業所との消防団活動協力体制の構築
- 企業の防災に係る取り組みの評価

5. 地区防災計画等による自発的な防災活動の推進

(1) 地区防災計画の提案

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として吉富町防災会議に提案するなど、吉富町と連携して防災活動を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が吉富町地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者である

ことを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行う。

吉富町は、吉富町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう吉富町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、吉富町地域防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知しなければならない。

(2) 個別避難計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4 防災訓練

吉富町及び防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第28条に基づき、本計画や災害応急対策等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災思想の高揚を図ることを目的として、関係機関、障がい者や外国人などの要配慮者及び要配慮者を支援する者も含めた地域住民等が連携して、各種災害に関する訓練を行う。

1. 防災訓練

吉富町は、吉富町消防団、京築広域圏消防本部、近隣市町、福岡県、豊前警察署、自衛隊等の関係機関、事業所、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、NPO・ボランティア等の団体、住民等の参加による防災訓練を総合的に実施する。実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

また、吉富町は、訓練等を通じて、その成果の検証とともに、防災訓練マニュアル等の作成・見直しを随時行っていく。

■訓練種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営
- 救出救護、医療救護
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 緊急物資輸送
- 無線等による情報の収集伝達

2. 個別訓練

(1) 水防訓練

吉富町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、防潮扉等操作、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施し、水門の閉鎖に時間がかかるなど機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行う。

① 訓練実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選び、河川等の危険箇所において実施する。

② 訓練参加機関

・吉富町及び所属機関 ・吉富町消防団 ・自主防災組織 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- | | |
|------------|----------------------|
| ○ 観測訓練 | (水位、雨量等) |
| ○ 通信訓練 | (電話、無線、伝達) |
| ○ 動員訓練 | (吉富町消防団、自主防災組織、一般住民) |
| ○ 輸送訓練 | (資材、器材、人員) |
| ○ 工法訓練 | (各工法) |
| ○ 樋門開閉操作訓練 | (電話、無線、伝達) |
| ○ 避難訓練 | (危険区域住民の避難) |
| ○ 炊き出し訓練 | (り災者に対する炊き出し) |
| ○ 救助訓練 | (り災者の救助) |

(2) 地震・津波等防災訓練の実施

吉富町は、防災関係機関、自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した警報等の伝達、避難誘導、避難援助等、実践的な地震・津波等の防災訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

春または秋の時期において、随時行う。

② 訓練参加機関

・吉富町及び所属機関 ・京築広域圏消防本部 ・吉富町消防団 ・自主防災組織
・その他必要な機関

③ 訓練事項

- | | |
|------------------|----------------------|
| ○ 通信訓練 | (緊急地震速報、無線、サイレン等) |
| ○ 動員訓練 | (吉富町消防団、自主防災組織、一般住民) |
| ○ 輸送訓練 | (資材、器材、人員) |
| ○ 避難誘導訓練 | (津波危険区域住民の避難誘導) |
| ○ 炊き出し訓練 | (り災者に対する炊き出し) |
| ○ 救助訓練 | (倒壊建物からの救出等) |
| ○ 被災建築物応急危険度判定訓練 | (危険度の判定) |

(3) 消防訓練

吉富町消防団は、京築広域圏消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、下記の訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

火災予防週間（3月・11月）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | | |
|------------|------------|---------|---------|
| ・吉富町及び所属機関 | ・京築広域圏消防本部 | ・吉富町消防団 | ・自主防災組織 |
| ・その他必要な機関 | | | |

③ 訓練事項

- | | |
|-----------|----------------------|
| ○ 操作訓練 | (消防機械器具) |
| ○ 非常招集訓練 | (吉富町消防団、自主防災組織、一般住民) |
| ○ 飛び火警戒訓練 | (燃え広がりの防止) |
| ○ 破壊消防訓練 | (建物破壊による延焼防止) |
| ○ 人命救助訓練 | (り災者の救助) |
| ○ 通信連絡訓練 | (電話、無線、伝達) |
| ○ 避難誘導訓練 | (危険区域住民の避難誘導) |
| ○ 火災防御訓練 | (林野火災、車両火災、危険物等特殊火災) |

(4) 医療救護訓練

吉富町は、災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するよう、実践に即した訓練等の実施について検討する。

訓練の実施にあたり、吉富町は、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集、要請・指令に基づく医療救護部隊の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

各医療機関は、災害対応マニュアルの作成及びこれに基づく自主訓練の実施に努める。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）～救急の日（9月9日）の期間において随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | |
|------------|---------|------------|
| ・吉富町及び所属機関 | ・医療機関 | ・京築広域圏消防本部 |
| ・吉富町消防団 | ・自主防災組織 | ・その他必要な機関 |

③ 訓練事項

- | | |
|-----------|----------------------|
| ○ 通信訓練 | (災害対策本部と現場指揮本部との交信等) |
| ○ 救護所設営訓練 | (救護所の設営) |
| ○ トリアージ訓練 | (トリアージタグの取り付け、応急措置) |
| ○ 搬送訓練 | (重症患者の搬送) |

(5) 職員の訓練

吉富町は、組織動員訓練、情報収集・伝達訓練、被害調査訓練、避難誘導訓練等の災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | |
|------------|---------|-----------|
| ・吉富町及び所属機関 | ・吉富町消防団 | ・その他必要な機関 |
|------------|---------|-----------|

③ 訓練事項

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ○ 情報収集・伝達訓練 | (電話、無線等による連絡) |
| ○ 組織動員訓練 | (職員、吉富町消防団の招集) |
| ○ 被害調査訓練 | (り災者、所属機関の建物・設備等) |
| ○ 避難誘導訓練 | (建物からの避難) |
| ○ 図上訓練 | (災害対策本部設置、地域住民を対象とした訓練等) |

3. 地域住民等の訓練

吉富町は、自主防災組織と協働し、情報の収集・伝達訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、緊急地震速報対応訓練、避難訓練・避難誘導訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練など、自主防災組織と地域住民による訓練を促進するとともに、資機材の貸与、助言者の派遣等によりその活動を支援する。また、要配慮者等住民の参加による訓練等を積極的に行う。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | | |
|-----------|-------|------|---------|
| ・自主防災組織 | ・地域住民 | ・吉富町 | ・吉富町消防団 |
| ・その他必要な機関 | | | |

③ 訓練事項

- | | |
|-------------|--------------------|
| ○ 情報収集・伝達訓練 | (電話、広報車、声かけ等による連絡) |
| ○ 組織動員訓練 | (自主防災組織、消防団の招集) |
| ○ 被害調査訓練 | (り災者、地域の建物等) |
| ○ 避難誘導訓練 | (沿岸部からの避難等) |
| ○ 図上訓練 | (ワークショップ等) |

4. 各種施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校、その他公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害による建物被害等から人命を守るため、平時から防災対策に努める必要がある。このため、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、事業所は、消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。吉富町は、これら事業所における取り組みについて支援を行う。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

・施設管理者及び利用者	・吉富町	・吉富町消防団	・その他必要な機関
-------------	------	---------	-----------

③ 訓練事項

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ○ 情報収集・伝達訓練 | (電話、無線、広報車等による連絡) |
| ○ 組織動員訓練 | (施設管理者・防災担当者、吉富町消防団の招集) |
| ○ 被害調査訓練 | (り災者、建物・設備等) |
| ○ 避難誘導訓練 | (建物からの避難等) |
| ○ 図上訓練 | (ワークショップ等) |

5. 防災訓練に際しての留意点等

吉富町は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

吉富町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な

ものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備や、被災時における多様な性のニーズ、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

6. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第5 防災知識の普及・啓発

災害の抑止や減災のためには、ハード面の施策である防災関係施設・設備等の整備と同時に、ソフト面である防災教育による啓発活動や訓練等による防災意識の高揚、防災力の向上が重要である。

よって、吉富町は、次の基本方針に基づき、職員に対し防災教育を行うとともに、関係機関と連携しつつ、防災に関する知識の普及を推進する。

■基本方針

- 地域、職場、学校等と連携した防災知識の普及・啓発
- 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 学校での防災教育の推進
- 災害危険箇所等の調査、点検

なお、吉富町は、防災知識の普及・啓発を行う際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等にも十分配慮するよう努める。

1. 職員に対する防災教育

吉富町及び防災関係機関は、平時の的確な防災対策の推進、及び災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育を実施する。

また、吉富町及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

(1) 教育の方法

以下に示す方法等により防災教育を行う。

■職員に対する防災教育の方法

- 新たに職員として採用された者に対する防災研修
- 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認や初動時の活動要領の確認
- 研修会、講習会、講演会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等の冊子の配布

(2) 教育の内容

教育の内容は、以下のとおりとする。

■職員に対する防災教育の内容

- 災害に関する知識
 - ・ 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - ・ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ・ 過去の主な被害事例
- 吉富町地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- 防災知識と技術
- 防災関係法令の運用
- 被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等に関する配慮
- その他の必要な事項

2. 住民に対する防災知識の普及

吉富町、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることとする。

また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、吉富町及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏ま

え、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

吉富町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用の際には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 一般啓発

■啓発の内容

- 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- 地震・津波に関する基礎知識や、地震発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- 過去に発生した災害被害に関する知識
- 備蓄に関する知識
 - ・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 住宅等における防災対策に関する知識
 - ・住宅の耐震診断、補強、防火に関する知識
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合にとるべき行動
- 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難指示等に関する知識
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

等の確認

- 避難生活に関する知識
- 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 応急手当方法等に関する知識
- 早期自主避難の重要性に関する知識
- コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
- 災害情報の正確な入手方法
- 要配慮者への配慮
- 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- 出火の防止及び初期消火の心得
- 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得
- 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- その他の必要な事項

(津波に関する啓発事項)

- 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動
- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

■啓発の方法

- テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- 映画、ビデオテープ等の利用
- 各種相談窓口の設置
- 消防団、防災士*を通じた啓発
- 講演会、講習会の実施
- 防災訓練の実施

- インターネット（ホームページ）の活用
 - 各種ハザードマップ等の利用
 - 広報車の巡回による普及
 - 集客場所への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、
海拔等の誘導表示
- ※防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・
技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

■防災知識の普及に際しての留意点

- 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、
各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避
難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。
- 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域に
おいて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における
多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。
- 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネ
ジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(2) 社会教育を通じての普及

社会教育においては、各種生涯学習教室・講座、吉富レディース、寿会、PTA等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(3) 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、吉富町は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本等）の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、吉富町や保護者等の協力の下、安全確保・危機管理マニュアルの充実が図られるよう促す。

3. 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育

を推進する。

■児童・生徒に対する防災教育

- 防災に関する知識の習得
 - ・学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
 - ・自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
 - ・先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実
- 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
 - ・日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
 - ・災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
 - ・ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成
- 防災管理・組織活動の充実・徹底
 - ・校内における安全確保・危機管理マニュアルの充実
 - ・自然災害に係る安全確保・危機管理マニュアルの充実
 - ・家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

4. 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や地下街、駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

■防災上重要な施設の管理者等の教育

- (指導の方法)
- 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
 - 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
 - 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
 - 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。
- (指導の内容)
- 吉富町地域防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
 - 災害の特性及び過去の主な被害事例等
 - 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
 - パニック防止のための緊急放送等の体制準備
 - 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第6 調査・連携

災害を未然に防ぎ、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、平時から消防本部、近隣市町、関係機関との情報交換など、広域的な連携・強化に努める。

1. 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

吉富町は、防災的な諸問題について、防災アセスメント調査等を実施するなど、今後、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、吉富町における災害記録をはじめ、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・整理に努める。

2. 近隣市町との情報交換、連携

吉富町は、近隣市町と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

3. 関係機関等との情報交換

吉富町は、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を緊密にして情報交換に努める。

4. 地区別防災カルテの活用

吉富町は、防災アセスメントや被害想定に、現地調査の結果の成果を地区別防災カルテとして、集落、自治会等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理するとともに、適宜見直しを行い、住民の自主的な防災活動に活用する。

5. 災害教訓の伝承

吉富町は、過去に起こった大災害の教訓や災害事案を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、家庭・地域内での語り継ぎや防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第7 町民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、町民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における心得

(1) 平時の心得

- 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- 地震時は、がけ崩れ、津波に注意する。
- 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出品、消火器を準備する。
- 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- 建物の補強、家具の固定をする。
- 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

- 外出は必要最低限とする。
- 風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。
- 「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。
- 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内では窓等から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。
緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などでは、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。
- こどもとはぐれないようにする。
こどもとはぐれないように、おんぶ紐でこどもを背負うなど工夫するとともに、絶対にこどもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。
裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- 避難したら安全が確認できるまで帰らない。
家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

- 車での避難には注意する。
車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドが動かなくなると脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
- 情報収集を怠らない。
雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
- 高齢者や子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 土砂災害発生時の心得

- 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。
(土石流の前触れ)
 - ・ 山鳴りがする。
 - ・ 川が濁り、流木が混ざり始める。
 - ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- (地すべりの前触れ)
 - ・ 地面がひび割れたり、陥没する。
 - ・ 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
 - ・ 家の戸が開かなくなる。
 - ・ 水路や井戸の水が濁ったり、減少する。
- (がけ崩れの前触れ)
 - ・ がけから小石がぱらぱら落ちてくる。
 - ・ がけに割れ目ができる。
 - ・ がけから濁った水がわき出る。
 - ・ わき水が濁る。
- がけ崩れの場合は、斜面から離れるように逃げる。

(4) 地震発生時の心得

- まずわが身の安全を図る。
- すばやく火の始末をする。
- 火が出たらまず消火する。
- あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 秩序を守り、衛生に注意する。

(5) 竜巻発生時の心得

- 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。
※但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。
※但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(6) 外出時の心得

- ① 風水害
 - 河川の上流付近で大雨が発生した場合、下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。
- ② 地震
 - (住宅地)
 - 路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。
 - (繁華街)
 - 窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。カバンなどで頭を保護して避難する。
 - (山・丘陵地)
 - 落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
 - (屋内)
 - あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2. 職場における心得

(1) 平時の心得

- 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 消防計画により避難訓練を実施すること。
- とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

- 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。
- (地震時)
- すばやく火の始末をすること。
 - 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - 正確な情報を入手すること。
 - 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - エレベーターの使用は避けること。
 - マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 運転者のとるべき措置（地震時）

- ① 走行中のとき
 - 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
 - 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車す

るときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目
第1 市街地の整備等
第2 建築物の安全化
第3 交通施設の整備
第4 ライフライン施設等の整備
第5 風水害予防対策の推進
第6 土砂災害予防対策の推進
第7 高潮災害予防対策の推進
第8 地震・津波災害予防対策の推進
第9 液状化対策の推進
第10 火災予防対策の推進
第11 農林水産業災害予防対策の推進
第12 原子力災害予防対策の推進
第13 文化財災害予防対策の推進

第1 市街地の整備等

吉富町は、昭和50年に用途地域を指定し、土地利用に関して規制・誘導を行ってきた。しかし、用途地域外における農地転用や建築が比較的緩やかであったため、用途地域外への市街地の拡大、住宅と工場が隣接するなど用途の混在がみられ、災害時における被害の拡大につながるおそれもある。

災害を予防するためには、個々の災害危険箇所等の対策と同時に、土地利用の規制や基盤整備を含めた総合的な防災対策を進めていく必要がある。

このため、吉富町は、快適で安全な生活確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、水害、土砂災害、地震・津波災害、火災等の災害に強いまちづくりを推進する。

また、吉富町は、立地適正化計画の作成にあたり、都市のコンパクト化及び防災まちづくりの観点から、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けることとする。

さらに、吉富町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

1. 安全な市街地の形成

吉富町は、土地区画整理事業及び住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を実施すること等により、建築物の不燃化や宅地の緑化、狭あいな道路の改善等を推進し、防災機能を強化する。

また、広域避難地や避難路の安全確保、誘導標識の整備充実等に努める。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能のほかに、災害時における地域の集合場所や避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペース、応援部隊の集結・野営地、ガレキ等の仮置き場、ヘリコプターの臨時発着場等の機能を有している。

このため、吉富町は、緑地保全に努めるとともに、公園・緑地の整備等においては、その適正な配置や保全に努める。

3. 宅地開発

用途地域外での住宅建設が多いことから、吉富町は、開発業者等に対して宅地開発における適正な助言を行い、安全で安心なまちづくりを促進する。

第2 建築物の安全化

一般に建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているが、その詳細な防災性については不明な点も多いのが現状である。

このため、吉富町は、県に対して、被害の発生が予想される箇所に対する点検整備の強化、耐震化・不燃化・液状化対策の指導や、建築確認申請時における建築主への協力要請等について働きかけを行う。

1. 建築物の不燃化

吉富町は、木造住宅や飲食店等が集積している地区において、火災による大きな被害が発生するおそれがあることから、これらの地区における新築や建て替え、民間の共同住宅等における新築等においては、可能な限り耐火構造・防火構造の建築物を建築するよう働きかける。

また、老朽化した町営住宅の建て替え・廃止等においては、不燃化はもとより、オープンスペースを確保した一体的な整備により、防災空間を創出するように努める。

2. 建築物の耐震化・液状化対策

吉富町及び関係機関は、各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び「吉富町耐震改修促進計画」等による耐震化及び土地の液状化の診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物

耐震性が不明な公共施設等について、「吉富町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けることにより、計画的な耐震化の取組みを促進する。

(2) 一般建築物等

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。

また、建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

(3) その他の安全対策

吉富町は、空き家を含め老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、建築物の補修・改修等必要な措置の指導及び窓ガラスや外装材等の落下物に対する予防措置についての助言・要請を行う。

また、自動販売機の転倒、看板等の落下等を防止するため、所有者に対し安全確保についての助言・要請を行うとともに、ブロック塀等の倒壊防止のため、県及び業界団体等と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

吉富町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第3 交通施設の整備

吉富町には、広域道路網として東西軸となる県道中津豊前線及び中津吉富線、南北軸として主要地方道吉富本耶馬溪線及び県道山内吉富線がある。

また、吉富町には吉富漁港があるが、大型船舶の停泊が困難なため、物資輸送拠点としての整備には適さない。

このため、道路管理者は、所管施設の実態を勘案しつつ、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、海上輸送の拠点となる港湾については、近隣の港湾管理者に対して連携を求め、災害時における協力体制の確立に努める。

1. 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や火災の延焼防止機能としても有効である。

吉富町では、県道の中津豊前線、中津吉富線、山内吉富線や吉富本耶馬溪線が重要な幹線道路であり、被災により不通となったときは、町域が分断され大きな障害

が発生する。

そのため、吉富町は、幹線道路として重要な役割を担っている県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等を促進するよう県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。

そのため、吉富町は、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備する。

また、既存道路の交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持管理に努める。

(3) 緊急輸送道路の早期開通体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、障害物の除去や応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努める。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう、受入れ体制の整備に努める。

(4) 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

2. 橋りょうの整備

橋りょうは、長寿命化計画に基づき、老朽化した施設から必要に応じて順次補修、補強に努めるとともに、拡幅や架替え等が必要な箇所は整備について検討を行う。

また、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長 15m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行うとともに、安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

3. 港湾施設の利用

吉富町は、災害時の緊急輸送ネットワークの一部となる海上ルートを確保するため、大型船舶の乗り入れが可能な近隣港湾施設の災害時における利用について、施設管理者と協定を結び、その港湾から陸上ルートにより町内に物資等を輸送するルートの確保に努める。

第4 ライフライン施設等の整備

吉富町は、町全域に給水を行っており、一部井戸水を使用している世帯があるが、令和6年度の上水道普及率は約92%である。また、公共下水道事業については、処理区域の拡大を進めているが、令和6年度の認可面積に対する整備率は71%と途上にある。

電気・通信・LPガスについては、各事業者が災害時のサービス確保に向けて、予防措置等の強化を進めている。

このようなライフライン施設は、日常生活及び産業活動において欠くことのできない施設であり、被災時には緊急を要する事態となる。

このため、各事業者は、所管施設の防災性・安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりに努めるとともに、被災時には早期復旧が行えるよう、体制の強化等の環境整備に努める。

なお、上下水道について、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

1. 上水道施設

吉富町は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。とともに、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

また、耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、水道施設の技術的基準を定める省令及び日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を推進する。

さらに、吉富町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

2. 下水道施設

吉富町は、公共下水道事業の全体計画に基づき、下水道整備を着実に進め、汚水の迅速な排除が行えるよう努めるとともに、施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の確保に努める。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化に努める。

さらに、平時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

3. 電気施設

九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社は、災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

吉富町は、所有する電気施設の耐震化に努めるとともに、重要度の高い施設（防災拠点となる施設等）における非常用電源機器の設置を行うなど、停電時におけるライフラインの稼働停止を防ぐ対策に努める。

4. 通信電話施設

NTT西日本株式会社及びNTTドコモビジネス株式会社、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

なお、特に、吉富町役場等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

5. LPガス施設

LPガス事業者は、平時からLPガス容器及び供給設備の転倒転落防止、配管の固定化等、容器具の流出防止や、設備の巡回点検等の維持管理の徹底等、防災対策の強化に努める。

第5 風水害予防対策の推進

吉富町は、東西に山国川と佐井川が流れ、その河川敷は住民の憩いの水辺空間として機能している。また、町内には農業用のため池が5箇所あり、これらの周辺は緑豊かな自然環境に恵まれている。

しかしながら、水害による危険箇所として、重要水防箇所4箇所、災害危険河川区域2箇所が存在し、これらの洪水浸水想定区域内には約2,000棟の建物があることから、被災の規模により、その影響は町全体に広がる可能性がある。

よって、吉富町での発生が予想される危険性の高い水害について、防止対策を積極的に進めていく必要があるため、吉富町は所管内の対策を進めるとともに、今後も防災対策の推進について関係機関に働きかけていく。

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定を行う。

なお、水災害については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「山国川圏域」大規模氾濫減災協議会、「豊前・行橋水防地方本部圏域」大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するた

めの密接な連携体制を構築する。

また、吉富町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

1. 河川等の整備

吉富町は、関係機関、施設管理者と連携、協力し、水路、河川、海岸、漁港等の重要水防箇所等に対し、平時から巡回点検を行うとともに、各施設の構造物の整備、改修に努める。

また、流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

2. ため池の整備

吉富町は、土地改良区と連携して、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農業用ため池の保全整備等の計画作成を行い、改修等の整備に努める。

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携し、下流への影響度を考慮したうえで、ため池ハザードマップの作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

防災重点農業用ため池については、吉富町は、県及び土地改良区等と連携して、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

また、吉富町は、ため池ハザードマップの周知にあたっては、説明会や防災学習などの場を通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

3. 水防体制の強化

吉富町は、水防計画に基づき、消防本部、消防団、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

4. 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 要配慮者利用施設等の避難措置等

吉富町は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法及び指定緊急避難場所及

び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として吉富町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称・所在地、施設への洪水予報等の伝達方法を本計画に定める。

(2) 住民への周知

洪水浸水想定区域が指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、必要な事項等を吉富町広報紙、洪水ハザードマップ、洪水関連標識等により、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(3) 吉富町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

洪水浸水想定区域に位置し、吉富町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について吉富町長に報告する。

吉富町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

洪水浸水想定区域内に位置し、吉富町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び作成した計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるとともに、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について吉富町長に報告する。

■ 洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	国・県	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川が対象（町域では山国川、佐井川）

洪水浸水想定区域ごとに定める事項	吉富町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 要配慮者利用施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	吉富町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町広報紙 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等*の設置
避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等	当該施設の所有者又は管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、吉富町長に報告 ○ 当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施 ○ 大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、吉富町長に報告 ○ 作成した計画に基づく自衛防災組織の設置 ○ 避難誘導等の訓練を実施
	吉富町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認 ○ 必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(注) *洪水関連標識等：国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

5. 平時の巡視

吉富町及び施設管理者は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努めるとともに、異常が発見された場合には当該施設管理者に連絡し、当該施設管理者は速やかに調査を行い、必要に応じて補修等の対応に努める。

第6 土砂災害予防対策の推進

吉富町には、土砂災害の危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が6箇所指定されており、これらの箇所の範囲内には約50棟の人家がある。

よって、吉富町での発生が予想される危険性の高い土砂災害について、防止対策を積極的に進めていく必要があるが、これについては県による事業として実施されることから、今後も防災対策の推進について県に働きかけていく。

また、近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築等の緊急性・重要性の高い箇所については、県と連携して、重点的に施設整備を行う。

1. 危険区域の指定、整備等

吉富町は、県に対して、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

また、吉富町は、急傾斜地崩壊危険区域内において、崩壊を助長または誘発するような行為は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第7条を法律に基づき規制し、保全を図るとともに、建築基準法に基づき建築制限を行う。

さらに、吉富町は、関係機関と連携して、急傾斜地崩壊危険区域内及び近隣の住民の避難が円滑に行われるよう、簡易雨量計や警報装置等の整備に努める。

2. ソフト対策等の推進

吉富町は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- 土砂災害危険区域の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

3. 自主防災組織との連携・協力体制の構築

吉富町は、警察署や自主防災組織と連携して、特に梅雨期や台風期、集中豪雨が予想される場合のパトロールの実施や、土砂災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に行うことができる体制の構築に努める。

自主防災組織の主な活動は、次のとおりである。

■自主防災組織の活動内容

- 防災パトロールの実施
- 土砂災害に関する予警報の伝達、地区の情報の収集・伝達
- 避難指示の伝達、地区の情報の収集・伝達
- 簡易雨量計による雨量の観測
- 事前の兆候現象の把握、吉富町への報告

4. 土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

吉富町は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合、吉富町地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

吉富町は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、住民へ継続的で分かりやすい周知に努める。

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずるものとする。

(3) 要配慮者利用施設等の避難の確保等

吉富町は、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、吉富町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、吉富町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

吉富町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第7 高潮災害予防対策の推進

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起き、特に満潮時と重なると甚大な被害をもたらすことがある。

吉富町は、県により、海岸部の重要水防箇所が2箇所指定されており、決壊や浸食等の災害が懸念される場所である。

このため、県や関係機関等と協力して、環境や景観に配慮しつつ、高潮対策事業や侵食対策事業等の海岸保全事業の実施に努め、町域の保全を図る。

1. 防潮堤等海岸施設の整備

吉富町及び施設管理者は、高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、漁港等の施設を整備する場合には、高潮に対する安全性に配慮した整備を促進するとともに、減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、各管理者において優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行う。

また、各施設管理者は、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行う。

2. 高潮監視体制等の確立

吉富町は、暴風や台風接近時には、海岸を突然大波が襲うことがあることから、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の情報収集等の体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保等、監視体制等の確立に努める。

3. 高潮浸水想定区域における警戒避難体制の整備

(1) 高潮浸水想定区域の指定

吉富町は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、吉富町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、高潮情報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に地下街等で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として吉富町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について、吉富町地域防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、吉富町は、吉富町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮予報等の伝達方法を定めるものとする。

(2) 高潮浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

吉富町は、吉富町地域防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下空間等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

(3) 吉富町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

本編第2節「災害に強いまちづくり」第5「風水害予防対策の推進」に準ずる。

第8 地震・津波災害予防対策の推進

地震が発生した場合、強震動による建築物の倒壊、ライフライン等の寸断等による被害が想定される。また、大地震の発生後、間もなくして津波が沿岸部に来襲した場合、ほぼ平坦な土地柄である吉富町では、さらに被害が拡大するおそれもあり、地震と津波の被害を完全に防御することは極めて困難である。

そのため、地震の揺れに対しては、建築物等の耐震化、地震発生後の延焼の防止に努める。また、津波に対しては、可能な限り「防ぐ」対策（ハード対策）のみならず、「津波から逃げる」ための避難対策等（ソフト対策）を行うよう努める。

1. 避難体制の整備

(1) 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、吉富町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、吉富町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

(2) 避難誘導時の安全の確保

吉富町は、消防団員、水防団員、警察官、吉富町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とするものとする。特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないように、予想される津波到達時間も考慮しつつ、管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努める。

(3) 指定緊急避難場所

吉富町は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の指定緊急避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進めるなど、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努める。

指定緊急避難場所について、吉富町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、吉富町は、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについ

では、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることを努める。

吉富町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(4) 津波避難計画等の策定

① 津波避難計画の策定

具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成 25 年 3 月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意する。

■津波避難計画の策定に当たっての留意点（県津波避難計画策定指針）

ア 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成 28 年 2 月に公表した「福岡県津波浸水想定」を参考とする。

イ 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成 28 年 2 月に公表した「福岡県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

ウ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出に当たっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

エ 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定

住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所等を指定するとともに、指定した指定緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

オ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

カ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報

伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

キ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

ク 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

ケ 平時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

コ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

サ その他の留意点（観光地等の利用者の誘導）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知する。

② 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

吉富町は、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

吉富町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 避難指示

吉富町長は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表さ

れた場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。なお、吉富町、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

- ① 福岡管区气象台、福岡県警察本部、N T T等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、吉富町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ② 県は、基幹通信網である福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（光回線（主回線）と地上無線回線（副回線）による情報通信網）の回線信頼度及び回線品質等の向上などにより、津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達する。
- ③ 気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要であるため、その受信・伝達を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

ア 津波危険に対する避難の指示等の基準の周知と習熟

吉富町及び関係機関は、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の指示の基準の職員に対する周知及び津波警報・注意報等の種類等への習熟を図る。

イ 津波の監視警戒体制の整備

吉富町及び関係機関は、津波に対する海面監視を安全に実施するため、高台からの監視体制又はテレメータ監視施設の整備について検討する。

ウ 受信伝達体制の整備

吉富町及び関係機関は、研修、訓練等により、津波警報等の迅速かつ的確な受信伝達方法に習熟しておく。

エ 情報活用能力の向上

吉富町及び関係機関は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させることとする。

(2) 伝達手段の確保

吉富町は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車、旗などその他見た目にわかりやすく伝える方法など多様な手段を整備する。また、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に

努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図る。

なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

吉富町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、漁港グラウンド等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、吉富町、県、及び防災関係機関は連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施する。

(5) 住民の防災意識の高揚

吉富町は、住民に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施するよう努める。

3. 地震・津波に強いまちづくり

吉富町は、地震で発生する被害を少しでも軽減するため、まちづくりにおいては減災の理念を基本としつつ整備を行うとともに、吉富町の耐震改修促進計画に基づき、建築物や構造物の耐震化の促進を図る。

津波については、浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、短時間で避難が可能となる避難場所・津波避難ビル等や避難路などの避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行う。

また、吉富町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、吉富町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

さらに、津波防災地域づくり推進計画を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

4. 津波災害予防施設の整備

吉富町は、県及び関係機関と連携し、津波からの災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備に努めるとともに、耐震診断の実施や耐震補強等による耐震性の確保に努める。

堤防や護岸などの海岸保全施設については、減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、各管理者において優先度の高い箇所から順次整備を行う。

また、吉富町及び施設管理者は、浸水防止機能を有する道路盛土等の活用を検討し、

津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう対策を図るとともに、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の維持管理の徹底を行う。

さらに、津波や高潮等の来襲に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間の延伸についても検討する。

5-3. 津波監視体制等の確立

気象庁（福岡管区气象台）は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表するが、近地での地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられる。

よって、吉富町は、津波の襲来に備えるため、震度4以上の地震を感じた場合、または長時間の揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等情報の地域住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

第9 液状化対策の推進

吉富町では、過去の地震災害によって液状化現象が起きたことはないが、県内では平成17年の福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。近年では、埋立造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだわき水が出る液状化現象が生じている。

よって、地震に起因する液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業などの実施にあたっては、必要に応じて現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策の実施に努める。

1. 調査・研究

吉富町は、県や関係機関と連携して、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 液状化の対策

吉富町は、液状化対策の調査・研究等に基づき、住民や施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識と意識の向上に努める。

■液状化対策

- 液状化発生の防止
 - ・地盤改良等による液状化発生の防止対策の実施
- 液状化による被害の防止
 - ・発生した液状化による施設被害の防止・軽減に向けた構造的対策の実施
- 代替機能の確保
 - ・施設のネットワーク化等による代替機能の確保

3. 普及・啓発

吉富町は、液状化対策の調査・研究等に基づき、住民や施工業者等に対して、地盤災害危険度、地形、地質、土質、地下水位等の情報を公開し、液状化等の地盤災害に関する知識と意識の向上に努める。

第10 火災予防対策の推進

吉富町における火災の発生は、平成2年から17年の16年間に41件発生しており、これは年に2～3件程度の発生である。

吉富町の消防体制としては、京築広域圏消防本部及び吉富町消防団がある。

消防団員数は62人（3分団、令和5年4月1日現在）で、平均年齢は約47.3歳、60歳以上が7人で約11%である。

消防施設は、京築広域圏消防本部には、普通消防ポンプ車1台、水槽付き消防ポンプ自動車6台、大型高所放水車1台、泡原液搬送車1台、救急自動車7台、救助工作車1台、その他の車両4台が配備されている。また、吉富町消防団には、普通消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車1台が配備されている。

なお、吉富町は、消火栓22基、防火水槽（40m³以上60m³未満）5基を設置しているが、大規模火災への対応においては不十分な状況にあり、防火水槽等の設置については今後も進めていく必要がある。

1. 予防対策の強化

火災予防のため、吉富町は消防本部と連携し、予防対策を推進する。

(1) 防火対策の推進

吉富町及び消防本部は、消防団や自主防災組織と連携して、道路が狭隘で消防車の進入が困難な地区における防火意識の普及高揚を図るとともに、消火訓練等の実施に努める。

また、防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及に努める。

(2) 住民に対する啓発

吉富町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、防災パンフレットや住宅防火診断、消火訓練等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火

気器具の適切な取り扱い、消火器の設置及び使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と初期消火対策の徹底を図るとともに、防災品等による延焼拡大防止や、対震安全装置付火気使用設備器具、感震ブレーカー、住宅用防災機器（住宅用の熱式・煙式の火災警報器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(3) 自主的な消防組織の育成

消防本部は、事業所等における自主的な消防組織、あるいは民間消防組織の結成を促進し、消防計画に基づいた管理体制の徹底を図る。

(4) 火災予防の推進

消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

(5) 火災予防運動の推進

吉富町、消防本部、消防団は、住民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 火災予防の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 広報紙と各種媒体等による防火思想の普及
- 夜間の特別警戒
- 消防車による巡回パトロール

(6) 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、吉富町及び消防本部は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

2. 消防力の強化

消防本部及び消防団等は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、吉富町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

(1) 資機材等の整備及び点検

消防本部は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防

ポンプ自動車等の性能点検並びに整備の実施により、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制を確立するとともに、国や県の補助制度を活用し、消防車両や資機材等の整備充実に努める。

また、多様化する火災形態に対応するため、消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備に努める。

(2) 消防水利の整備

現有水利の保全に努めるとともに、計画的な消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の設置や、地域の実状に応じた自然水利（河川、池）や井戸水、中学校プールの活用検討など、消防水利の整備・強化に努める。

なお、防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園、空地等）を中心とした設置を考慮して整備に努める。

特に、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防団の強化

吉富町は、消防団組織の整備と活動の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、消防団員の処遇改善や必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実を図るとともに、町内消防団詰所等消防施設の耐震化、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

消防団員の確保に当たっては、公務員や女性、大学生など幅広い層の入団促進に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所等との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

(4) 消防職団員の教育訓練

吉富町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

(5) 地域住民による消火体制

地域住民による初期消火は、火災による被害を軽減する重要な活動である。各地域には消火設備を収納する格納箱が設置されており、火災の発生時には円滑かつ速やかに消火活動が行えるように準備しておくことが必要である。

このため、吉富町は消防団と協力して、地域住民に消火設備の使い方の説明や使用体験活動等を実施するとともに、消火設備の充実に努める。

第11 農林水産業災害予防対策の推進

吉富町の農業では、平成20年度より界木地区・幸子神揚地区の土地基盤整備に取り組んでおり、今後も引き続き円滑な整備を進めていくとともに、農業従事者の確保に向けた取り組みの推進が必要である。今後は、生産基盤の整備とともに、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得つつ指導体制の確立及びその普及に努める。

また、漁業は、底引き網漁や採貝のほか、沿岸漁業における栽培漁業としてクルマエビ等の中間育成も行っており、これらを支援すべく、平成21年度に設立された「漁業集落改善及び漁業振興協議会」では、漁業振興や漁村生活改善等に向けた協議が行われている。よって、今後は漁業環境の整備等への取り組みを支援していく必要がある。

1. 防災営農技術指導体制の確立

吉富町は、防災営農技術等を各農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、県や農業協同組合の営農指導職員等と連携し、各農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の各農家への浸透に努める。

また、県と連携し、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努める。

2. 防災営農技術の確立と普及

吉富町は、防災営農技術の確立とともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

3. 水産業対策

吉富町は、関係機関と連携し、漁港における漁具、漁船、養殖施設等の漁業用施設及び機材等について、気象状況に対応した避難等の適切な予防措置を講じる。

4. 林業対策

吉富町は、関係機関と連携し、林地の荒廃を防止するため保全を図るとともに森林施業を推進する。

また、小規模林地開発等の監視体制の充実を図り、林地保全と無秩序な開発防止を推進する。

第12 原子力災害予防対策の推進

福岡県では、原子力災害への防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を、玄海原子力発電所から半径30kmの円内の地域としている。

吉富町は、玄海原子力発電所と愛媛県の伊方原子力発電所のほぼ中間、各発電所よ

り半径30km圏外の位置にあるが、原子力発電所の事故による被害状況については様々な要素が関係するため、実際の事故発生時には、事故の規模や気象条件、環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、柔軟に対応する必要がある。

このため、緊急時環境放射線モニタリング活動への協力、情報伝達・広報活動、広域的避難者の受け入れ等に係る事項について検討する。

1. 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

吉富町は、原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築等、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集、連絡体制の構築に努める。

また、吉富町ホームページや自主防災組織等を活用した住民への情報連絡体制の構築、庁内に住民相談窓口を設置する等、住民等への情報伝達体制の構築に努める。

2. 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

吉富町は、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平時からの緊密な連携を図る。

3. 小型放射能測定器の導入と観測体制の整備

吉富町は、平時から小型放射線測定器等による定点観測・定期観測を行い、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制整備・強化に努める。

4. 放射能等に関する知識等の普及・啓発

吉富町は、放射性物質や放射線の特性、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難時の留意事項、汚染の除去・処理等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響及び放射線防護やモニタリング実施方法及び機器、放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）などの必要な知識について、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどにより、防災知識の習得、防災技術の習熟等の実施に努める。

5. 広域的避難者の受け入れ体制の整備

吉富町は、原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れ先となる避難所（学校や公民館等）の指定及び住民への周知、避難誘導等、受け入れ体制の構築に努める。

第13 文化財災害予防対策の推進

吉富町には、国指定5、県指定1、町指定30の文化財があり、このうち、史跡は8箇所、建造物は8箇所である。これらの文化財は、後世に残すべき地域の遺産であり、まちづくりや地域の活性化にも活用できる重要な資源でもある。

吉富町は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図

るとともに、倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止に努める。

1. 文化財保護思想の普及・啓発

吉富町は、県と連携し、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2. 火災予防体制の強化

吉富町は、県と連携し、文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置の推進への支援や、改善点等について助言等を行うとともに、防火管理体制の徹底を要請する。

また、文化財所有者等を対象とした、文化財の防災に関する講習会等を行う。

■管理保護に係る事項

- 防火管理体制の整備
- 環境の整備
- 火気の使用制限
- 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
- 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

3. 防災設備等の強化

文化財所有者・管理者等は、次の防災設備等の整備充実に努める。

■強化する防災設備等

- 消火設備
- 警報設備
- 避雷設備
- その他の設備

4. 文化財の点検整備等

文化財所有者・管理者等は、平時から文化財の点検整備を行い、その保全に努めるとともに、被災時の被害軽減対策について調査し、その対応に努める。

また、倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

第3節 応急活動体制の整備

項 目
第1 情報の収集伝達体制の整備
第2 応援体制の整備
第3 災害ボランティア活動環境等の整備
第4 避難体制の整備
第5 救出救助体制の整備
第6 医療救護体制の整備
第7 輸送体制の整備
第8 要配慮者等の安全確保体制の整備
第9 給水体制の整備
第10 食糧、生活物資の供給体制の整備
第11 防疫・清掃体制の整備
第12 住宅の確保体制の整備
第13 二次災害の防止体制の整備
第14 業務継続計画の策定
第15 資機材等の点検整備
第16 災害救助法の運用体制の整備
第17 複合災害の予防

第1 情報の収集伝達体制の整備

吉富町は、平成8年に防災行政無線（同報系）の運用を開始し、ほぼ全戸に戸別受信機の設置及び屋外子局を町内21箇所に設置を行った。平成21年にはJ-ALERTの運用を開始し、防災行政無線と接続を行い、平成23年から24年にかけてエリアメール及び緊急速報メールの運用を開始し、さらに防災行政無線の戸別受信機貸与範囲を町内事業所に拡大した。

このように、今後も災害時における情報伝達を確保し、さらに強化を図るため、通信施設や資機材等及び運用・連絡体制の整備充実に努める。

また、吉富町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

さらに、吉富町は、関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-PLo）等を集約できるよう努めるほか、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

なお、本部長（町長）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めることができる。

1. ハード面での体制整備

(1) 情報関連施設等の整備

① 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、県と連携して同ネットワークの再整備により主回線を高速・大容量の光回線、副回線を地上無線回線等で二重化するとともに、災害・防災情報を市町村等との間で共有・配信できるシステム等を検討する。

② 避難所との通信手段の整備

吉富町は、必要に応じて、庁舎と学校等の避難所との情報伝達のため、双方向通信設備の設置等、通信施設の整備強化を図る。

③ 新しい情報通信設備の導入

吉富町は、関係機関等との連携を図り、情報通信技術の高度化に伴い、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話やスマートフォンの活用など、最新のデジタル技術を持続的に取り入れることに努める。

④ 防災情報ネットワークの整備

吉富町は、庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルートの多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を推進し、情報の一元化を図る。

また、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の活用やインターネット、電子メール、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等による情報伝達手段の強化に努める。

■ 多様な伝達手段の確保

- 町防災行政無線（同報系）（屋外子局、戸別受信機）
- 吉富町公式LINE



- スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
- Lアラート（災害情報共有システム）

- 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
- テレビ、ラジオ（ケーブルテレビ、コミュニティFM放送を含む。）
- エリアトーク
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動的受信）
- 小型漁船の無線機設置の促進
- 防災相互通信用無線の整備
- 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備

⑤ 被災者支援システムの整備

吉富町は、被災者台帳やり災証明の発行、避難所の管理、仮設住宅の管理等、災害時において速やかに被災者の支援体制を確立するため、被災者支援システムの整備を検討する。その際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムの活用を積極的に検討する。

なお、大規模災害時における円滑なり災証明の発行に向けて、住家調査に従事する職員の育成や、他市町との連携の確保など、平時より災証明の交付に必要な業務の実施体制の強化にも努める。

⑥ 防災関連地理情報システムの導入

吉富町は、災害や被害情報、応急活動情報などの早期収集・把握、情報の一元化のため、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能をもつシステムを構築し、災害対策の円滑化に努める。

■導入に向けての検討事項

- 平時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積
- 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備
- 関係機関、インターネット通信関係事業者との情報（災害状況、安否、ボランティア等）の共有化

⑦ 通信機能確保のための措置

吉富町は、災害時の通信機能を確保するため、応急対策活動の拠点となる庁舎等や避難所となる学校等の施設における非常用電源の確保、通信機器の耐震固定化等の落下防止等の措置を実施するよう努める。

(2) 通信連絡体制の整備

吉富町は、災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信連絡体制の整備及び運用体制の強化に努める。

① 情報通信設備の維持

吉富町及び防災関係機関は、雨量計、水位計、地震計、潮位計等の観測機器の

維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、災害時の通信確保を図るため、平時から災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に行うとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練の実施に努める。

さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、耐震性があり、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

② 非常通信体制の強化

吉富町は、災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県が行う非常通信体制の整備充実に協力する。

③ 非常時における通信の運用方法の確立等

吉富町は、災害が発生し、またはそのおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など、非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目等について整備する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 災害時の電話利用ルールへの周知

吉富町は、住民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の利用による通信障害を防止するため、電話利用ルールの周知を行う。

■災害時における電話利用に関する周知事項

- 通報、緊急通話以外の利用控え
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板の活用

(2) 無線通信に関する関係者との連携強化

吉富町は、多方面にわたる情報収集先を確保するため、無線を取り扱う事業所や民間団体等と連携し、通信網の多重ルート化に努める。

■連携に係る検討事項

- タクシー無線・MCA無線取り扱い業者
- 災害時相互協力協定の締結
- 情報連絡の訓練、技術研修の実施

(3) 情報共有・伝達体制の強化

吉富町は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の強化に努める。

① 町職員間の情報共有と伝達

災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに携帯電話等で閲覧できるシステムを導入した。

② 吉富町と関係機関の情報共有と伝達

吉富町、河川管理者、道路管理者、警察署等関係機関との間で交換すべき情報の項目、内容、時機、手段、ルール等を検討する。

③ 住民等への情報伝達

吉富町は、住民、自主防災組織員等に、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への登録を促進するとともに、防災行政無線（個別受信機含む。）をはじめ、吉富町ホームページや広報車等の活用全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等による情報伝達ルート多重化・多様化に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。

また、吉富町は、災害発生後に町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を、容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築に努める。

なお、町外への避難者の把握については、「全国避難者情報システム※（総務省）」により提供される所在地情報等を活用して、所在地の把握及び住民への情報提供に努める。

※避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。

④ 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際の行動指針となる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファックスや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

さらに、吉富町は、外国人や、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進やその他の必要な施策を講ずる。

⑤ 情報が入手困難な被災者への情報提供体制の整備

吉富町は、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

第2 応援体制の整備

吉富町の町域は、九州の自治体の中で最も小さく、町職員の人数も80人程度であることから、大規模災害時において応急対策を迅速かつ的確に行うためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制の確立が不可欠である。

このため、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から応援体制の整備・強化を行う。

1. 国・県・他市町等との連携体制の整備

吉富町は、国・県等と、防災訓練の実施等を通じて、平時から連携体制の強化を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう、相互の情報連絡体制の充実に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定の体制整備に努める。特に、津波災害時においては内陸部の市町からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、吉富町と同時に被災しない市町等との応援体制の整備を推進する。

県への応援要請については、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、吉富町は、関係機関と災害応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結する等、平時から連携の強化を図り、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材等の調達、広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

なお、吉富町は職員を応援のため派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意する。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

■相互協力体制の構築

- 近隣の自治体との後方支援に関する災害時相互応援協定
- 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定
- 土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備
- 福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備（消防本部）
- 災害時における港湾施設利用の協力に関する協定（港湾管理者） 等

2. 自衛隊との連携体制の整備

吉富町は、防災訓練の実施等を通じ、平時から自衛隊との連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や共同の訓練実施、派遣要請手続きの明確化等、必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、平時から自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置、宿営地の候補地やヘリポートの選定等の準備を行っておく。

3. 民間団体等との協定締結の促進

吉富町は、大規模災害時における食料、飲料水、その他生活必需品等の物資の調達や応急・復旧対策を迅速に実施するため、町内外の関係団体等から協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、応援協定の締結に努める。

吉富町防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。

■民間団体等との協力体制の構築

- 災害時における応急食糧、生活物資等の供給に関する協定（農協、企業等）
- 災害時の医療救護活動に関する協定（医師会等）
- 災害時における緊急・救援輸送に関する協定（県トラック協会等）
- 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定（建設事業者団体等）
- 災害時における帰宅困難者支援に関する協定（コンビニエンスストア等）
- 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定（社会福祉施設等） など

4. その他の関係団体等との協力体制の確立

吉富町は、社会福祉協議会等と連携し、災害時における被災者支援を円滑に行うための人材を確保するため、平時から各種ボランティア団体等との応援協力体制を確立する。

また、定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換等の実施に努める。

なお、吉富町は、ボランティア活動に対する意識を高めるため、ボランティア団体の普及・啓発活動に協力する。

5. 受け入れ体制等の整備

吉富町は、災害時の関係機関、自衛隊、他自治体等への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。

また、吉富町は、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行うとともに、円滑な受け入れ・受援のため、平時から相互交流を深めておく。

■運用に向けての検討事項

- 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定
- 応援職員等の執務スペースの確保（感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮）
- 応援隊の受け入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等の選定・整備・情報共有
- 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化
- 担当者不在、情報不足時の想定
- 応援要請、受け入れ、派遣実施手順の検討
- マニュアル化

第3 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模災害発生時において、被災者の多様なニーズに、きめ細かな対応を行うためには、町内外からのNPO・ボランティア等の協力が必要となることから、被災地の支援に参加する災害ボランティアに対しては、受け入れ体制を構築していく必要がある。

しかし、近年の大規模災害発生時における受け入れ対応の状況をみると、各地のボランティア受け入れ窓口では、殺到するボランティアを登録する作業に忙殺されるなど、結果的に多くのボランティアが指示待ち状態となり、速やかな活動に結びつかないといった問題が発生した。

このため、吉富町は、社会福祉協議会等と協力し、平時からNPO・ボランティア等及び登録被災者援護協力団体との平時からの連携を強化するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

なお、吉富町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉協議会等との役割分担等を定めておくよう努めるとともに、災害ボランティアセンターの設置予定場所をあらかじめ明確化しておく。

■災害ボランティアの役割と協働

- 生活支援に関する業務
 - ・ 被災者家屋等の清掃活動
 - ・ 現地災害ボランティアセンター運営の補助

- ・ 避難所運営の補助
- ・ 炊き出し、食料等の配布
- ・ 救援物資等の仕分け、輸送
- ・ 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- ・ 被災者の話し相手・励まし
- ・ 被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- ・ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
- 専門的な知識を要する業務
 - ・ 救護所等での医療、看護
 - ・ 被災宅地の応急危険度判定
 - ・ 外国人のための通訳
 - ・ 被災者へのメンタルヘルスケア
 - ・ 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
 - ・ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - ・ 公共土木施設の調査等
 - ・ その他専門的な技術・知識が必要な業務

(1) 受け入れ体制の整備

社会福祉協議会は、町の要請に基づき、NPO・ボランティア等の担当窓口を設置・運営する。

吉富町は、平時から当該活動が円滑に行われるよう支援する。

また、大規模災害の発生時には、NPO・ボランティア等による速やかな支援活動が必要となることから、現地受け入れ窓口や連絡体制の確立等の災害ボランティア受け入れ体制について定めた実施計画の策定や、災害ボランティア支援本部の開設及び災害ボランティア支援本部運営マニュアル等の策定など、災害ボランティアの円滑な受け入れ体制の整備に努める。

さらに、吉富町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

(2) ボランティア団体の把握と人材の確保

吉富町は、平時から、各種ボランティア団体の把握に努めるとともに、被災地からの要請と対応するNPO・ボランティア等の調整役となる人材の確保について検討しておく。

また、吉富町は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。

(3) ボランティア活動の普及・啓発

吉富町は、住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

また、学校教育におけるボランティア活動の紹介や体験活動等による普及・啓発等により、ボランティア活動への参加意識を高めるよう努める。

(4) ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

吉富町は、広報・啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

吉富町は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、人材のネットワーク化、活動拠点の確立、資機材等の備蓄の充実など、活動環境の整備に努める。

さらに、吉富町は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

吉富町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、吉富町は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第4 避難体制の整備

吉富町は、災害時における地域条件等を考慮し、地域ごとに避難所を定めている。現在、吉富町が指定する避難所は、吉富フォーユー会館をはじめ、小中学校等の公共施設及び寺社等の施設であり、これらの避難所は防災ハザードマップ等に記載し、住民等に周知を図っている。

災害時における避難所の選定に当たっては、被災地に近く、集団で受け入れできる既存建物を優先するとともに、既存建物を利用する場合には、炊き出し施設その他の条件を考慮して、適切なものから順次開設することになる。

また、避難所への通路となる避難路も安全性が確保されており、災害時でも容易に避難所に到達できることが必要である。

1. 避難体制の整備

(1) 避難計画の策定

吉富町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、平時から災害危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

■避難計画等の検討事項

- 避難の長期化に配慮した計画の作成・更新
- 居住地外（町外）に避難する被災者への情報提供や支援等を行う体制の整備

なお、災害時の避難に際しては、徒歩等による避難を原則とし、速やかに避難所に移動するものとするが、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷等に留意し移動する必要があるため、避難行動要支援者の存在、津波の到達時間や避難所までの距離、避難路の状況等を踏まえて、自動車による避難も検討に加えるものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

吉富町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。

気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

吉富町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

吉富町は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 風水害に対する警戒避難体制の確立

吉富町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川等及び水位周知海岸については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情

報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

吉富町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すこととする。

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

なお、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

吉富町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 安全な避難誘導體制の確立

吉富町は、消防団、自主防災組織等と連携して、安全な避難誘導體制を整える。

水防に係る避難誘導においては、消防団員、警察官、町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。特に、水門の閉鎖については、操作する者が被害にあうことがないように、連絡手段の確保や管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努める。

■ 避難誘導體制の検討事項

- 住民、来訪者等への避難情報の連絡体制の整備
- 自主防災組織、関係機関等との応援協力体制の確立
- 広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民への避難誘導方法の周知

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

① 個別避難計画の作成

吉富町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的にを行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。

② 地域住民等の連携

吉富町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

③ 高齢者等避難の伝達体制の整備

高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

(6) 地域住民の避難行動

吉富町は、地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難所や避難経路の周知に努める。また、中学生や高校生などもそれぞれの地域において避難行動の手助けができるよう日頃からの防災教育に努める。

また、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(7) 町外からの来訪者等の避難誘導

吉富町の地理に不案内な町外からの来訪者が多数訪れる施設等の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの施設の来訪者に対する災害時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

(8) 新型インフルエンザ等を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保

吉富町は、県と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(9) 広域避難体制の整備

県、吉富町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、県、吉富町及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

吉富町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

吉富町は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

2. 避難路の整備

吉富町は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路、生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広幅員の確保による歩道の整備
- 避難路沿道の危険箇所の周知
 - ・危険な重量塀、ブロック塀
 - ・看板等の落下物、自動販売機等の転倒 など
- 避難誘導標識の設置

3. 避難所の整備**(1) 指定緊急避難場所の指定**

吉富町は、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、町長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

(2) 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示する。

また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、吉富町の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

(3) 避難所機能の整備

① 連絡手段の整備

吉富町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

② 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

③ 指定避難所の設備等の整備

ア 吉富町は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、洋式トイレや空調などについては、要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。

ウ 吉富町は、感染症対策のため、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等の避難生活や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

カ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築するものとする。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

(4) 福祉避難所の確保

避難所での滞在が長期間にわたる際には、特にその影響が大きいと考えられる要配慮者の支援について留意する必要がある。

このため、吉富町は、要配慮者の受け入れ先となる福祉避難所を確保するため、

あらかじめ社会福祉施設等と連携し、災害時における協力体制を確立するよう努める。

吉富町は、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援する。

福祉避難所については、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

■福祉避難所として求められる機能

- 施設自体の安全性が確保されていること
 - ・土砂災害危険箇所区域外 [土砂災害]
 - ・耐震、耐火構造の建築物 [地震、火災]
 - ・浸水しても一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できる [水害]
 - ・近隣に危険物取扱施設等がない
- 施設内における要援護者の安全性が確保されていること
 - ・バリアフリー化されている
 - ・バリアフリー化されていない施設の場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とする
- 要配慮者の避難スペースが確保されていること
 - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保する
- 医療的ケアを必要とする者に対しての人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮がされていること

4. 避難所の運営・管理体制の整備

(1) 避難所の運営組織の整備

吉富町は、災害時に避難所の自治組織を設け、住民等による自主運営体制を確立するため、自治会長、自主防災組織等と協力して共通認識を深める。

また、災害時の避難所運営の支援体制を確立するため、災害ボランティア団体等との協力関係を整える。

吉富町は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画の取組を支援する施設が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画の取組を支援する施設の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 避難所の施設管理体制の整備

吉富町は、災害時における避難所の開設及び運営を円滑に行うための体制を整える。

また、避難所運営マニュアル等の作成を行うとともに、マニュアルに基づき避難所の施設管理者、自治会長、自主防災組織等と連携して、避難所の開設・運営訓練を行う。

なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。

吉富町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

■ 避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理における、施設、吉富町、地域代表間での明確化
- 管理者不在時における開設体制の確立
- 避難所の運営に携わる避難所担当職員派遣の明確化
- 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制の確立
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類の整備
- 避難所及び福祉避難所の運営マニュアルの作成及び活用
- 指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等

5. 避難所の環境整備

吉富町は、避難所の生活が長期化する場合に対応するため、次のような環境整備を行うよう努める。

- ① 夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法の普及啓発に努める。
- ② 吉富町及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- ③ 吉富町は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。
- ④ 吉富町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- ⑤ 吉富町は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について避難所運営マニュアルに反映する。

- 施設としての機能維持に向けた非常用電源設備の整備・強化
- 衛生対策の推進
 - ・し尿処理ができない場合

- ・水道が復旧しない場合
- ・下水道が復旧しない場合 等
- 二次被害防止対策の推進
- ・避難した被災者が避難所で亡くならない等
- 被災者の健康管理、衛生管理体制の整備
- ・避難所での集団生活や長期化による持病の悪化
- ・インフルエンザ等の集団感染などの防止
- 専門職（医療・保健・福祉）の視点による被災者の健康観察
- 女性や子育て家族に配慮したスペースの確保
- ・乳幼児のいる家庭専用の部屋
- ・女性用物干し場
- ・トイレ、更衣室以外での女性専用スペース
- 避難所、不在住宅等の防犯対策
- 避難所運営訓練の実施による課題等の整理と避難所運営マニュアルへの反映

6. 避難所の周知

吉富町は、災害時に的確な避難が行われるよう、町広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、住民への避難所の周知に努める。

■周知方法

- 防災マップの作成、配布による周知
- 指定緊急避難場所等を指定した際の公示
- 町の広報紙、インターネットによる周知
- 案内板等の設置による周知
 - ・誘導標識
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所案内図
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所表示板
- 防災訓練による周知
- 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配付による周知
- 自主防災組織等を通じた周知

7. 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

吉富町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- ① 吉富町は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難

所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成する。

- ② 吉富町は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

吉富町は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

8. 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- ① 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ② 避難場所の選定、収容施設の確保
- ③ 避難誘導の要領
 - ・ 避難者の優先順位
 - ・ 避難場所、避難経路及びその指示伝達方法
 - ・ 避難者の確認方法
- ④ 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- ⑤ 防災情報の入手方法
- ⑥ 吉富町への連絡方法

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、広域避難や施設の転所等について、関係団体等と協議しながら町外施設間の協力体制を整備する。

- ① 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- ② 避難場所の選定、収容施設の確保
- ③ 避難誘導の要領
 - ・ 避難者の優先順位
 - ・ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）、その指示伝達方法
 - ・ 避難者の確認方法

- ④ 家族等への連絡方法
- ⑤ 防災情報の入手方法
- ⑥ 吉富町への連絡方法

(3) 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健・衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議し、協力体制の整備に努める。

(4) 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難経路、避難誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第5 救出救助体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の震災時において明らかとなった、倒壊家屋により下敷きとなった人々や、津波により取り残された人々等の救出救助は時間の経過で生存率が下がるため、一刻も早く助けることが重要である。

そのため、救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要であることから、平時から住民、自主防災組織、消防団等が参加し、救出救助体制について検討を行うとともに、救出用資機材の整備充実に努める。

1. 住民及び自主防災組織の活動能力の向上

住民及び自主防災組織は、救出救助方法の習熟や周知活動の推進に努め、吉富町は、これらの活動等の支援を行う。

2. 消防団の活動能力の向上

吉富町及び消防本部は、消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、活動体制の強化に努める。

3. 救出救助設備の構築

吉富町及び消防本部は、救出事案に的確かつ速やかに対処できるよう、救出用資機

材の計画的な整備に努めるとともに、ジャッキ、クレーン等の重機を含む資機材を保有する建設業組合等との協力体制の確立に努める。

第6 医療救護体制の整備

吉富町の医療機関は、病院が1箇所・72床、診療所6箇所(いずれも令和7年時点)である。なお、京築地区における災害拠点病院は新行橋病院である。

大規模な災害が発生した場合は、局地的あるいは広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる体制づくりが必要である。

また、負傷の程度に応じて迅速かつ的確に実施されるよう、保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、必要な医療救護体制の整備に努める。

1. 医療体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

吉富町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 医療救護班の整備

吉富町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため、県と連携して医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定を締結することにより、あらかじめ医療救護班の編成を行う。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等によるものとする。

※医療救護班の各人数等は、第3章、4章の関連節にて記載。

(3) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。

そのため、吉富町は、必要な事項について、平時から保健福祉環境事務所等との連絡調整を行うなど、連携体制の強化を図る。

(4) 医師会等との連携強化

災害時の医療体制は、災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。

そのため、吉富町は、医師会等に協力を求め、医療体制の整備を図る。

(5) 長期的医療体制の整備

吉富町は、長期間にわたる避難所生活に対する医療体制を整えるため、避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、平時から災害精神保健活動を実施するための体制整備に努める。

(6) 近隣市町の病院との連携

吉富町は、大規模災害時における負傷者等の大量発生に対応するため、平時から近隣市町の医療機関との連携強化、応援協定の締結等に努める。

2. 医療支援を受ける体制等の整備

(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援

災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

(2) 避難所・救護所のJMATによる医療支援

災害時の円滑な医療活動のため、災害支援ナース（看護師・助産師・保健師）の派遣を要請できる体制を維持する。

(3) 被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援

災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、DPAT養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

(4) 保健医療調整本部の設置

保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、町災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う体制を整備する。

3. 医薬品・医療資機材の準備

吉富町は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を確立しておく。

また、吉富町及び関係機関は、負傷者等が多数となる場合を想定して、応急救護用医薬品や医療資機材等の備蓄に努める。

4. 医療機関の災害予防

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じる。

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講

ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくこととする。

5. 傷病者等搬送体制の整備

消防本部は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

吉富町は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(1) ヘリコプターの要請先

- ① 消防機関、自衛隊、警察、第七管区海上保安本部
- ② 久留米大学病院

(2) 離着陸場等の確保

吉富町は、地域の実情に応じて、後方医療機関への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

(3) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、消防本部は、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第7 輸送体制の整備

町内で指定された緊急輸送道路は、次に示すとおりである。

緊急輸送道路（1次）：一般県道 中津豊前線

緊急輸送道路（2次）：主要地方道 吉富本耶馬溪線

一般県道 中津吉富線

一般県道 吉富港線

この道路をはじめ町内の幹線道路は、緊急時の人や物資の輸送経路となる生命線であり、災害により通行に障害が生じる場合は迅速に対処を行い、一刻も早く開通させる必要がある。また、避難や物資輸送においては車両の確保が必要であることから、各事業者との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、吉富町は関係機関と連携し、平時から応急対策用資機材や輸送車両、輸送施設等の確保に努める。

1. 輸送車両等の確保

吉富町は、物資や被災者等の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き、燃料の確保等の輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

吉富町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

2. 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3. 物資集配拠点の整備

吉富町は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、物資集配拠点となる施設を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所などの使用方法について検討し、整備する。

■ 物資集配拠点の検討・整備事項

- 案内標識の設置、区画指定計画の策定
- 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく、確保すべき輸送施設及び輸送拠点の事前把握
- 輸送施設及び輸送拠点における耐震性の確保

4. 緊急輸送道路の啓開体制の整備

吉富町は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえ

て、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保等の対策を講じ、建設業者等との間で協定等の締結に努める等、体制を整備しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

さらに、吉富町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

5. 緊急通行車両の事前届出

吉富町及び関係機関は、県公安委員会に対し、災害時に使用する車両について、「緊急通行車両確認申出書」を提出し、確認標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることとする。

6. 臨時ヘリポートの指定

吉富町は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、吉富町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、あるいは報告事項に変更が生じた場合には、県に次の事項を報告（略図添付）する。

■県への報告事項

- 臨時ヘリポート番号
- 所在地及び名称
- 施設等の管理者、電話番号
- 発着場面積
- 付近の障害物等の状況
- 離着陸可能な機種

なお、吉富町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

7. 海上輸送の確保

吉富町は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ近隣の港湾施設管理者と協定を締結するなど、被災者や災害応急対策要員の輸送、救援用物資、応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の整備に努める。

また、必要に応じ県、自衛隊、第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第8 要配慮者等の安全確保体制の整備

吉富町では高齢化が進んでおり、今後も高齢者の増加が予想される。このような中、吉富町高齢者福祉計画（令和6年3月）に基づき、高齢者福祉サービスの提供、介護予防事業や高齢者交流事業を進めている。また、吉富町障害者基本計画（平成28年度）及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画（令和6年3月）に基づき、関係機関と連携して障害福祉サービスの提供等を行っている。

このような高齢者、障がい者をはじめ、傷病者や乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時にはその行動等に多くの困難を伴うことになり、避難所生活においても厳しい環境下に置かれることも予想され、特に支援が必要な要配慮者に対しては、平時から配慮した防災対策の検討や、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策の推進、在宅の要配慮者の支援体制の確立等に努めるとともに、福祉的な支援の充実を図る。

1. 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

吉富町は、社会福祉施設や病院、保育園等の管理者を支援し、要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品、防災資機材等の備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

吉富町は、社会福祉施設等の管理者を支援し、要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備への支援を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、社会福祉施設等の管理者は、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりに努める。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

吉富町は、町地域防災計画において、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要

配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第2章第2節第5「風水害予防対策の推進」、第6「土砂災害予防対策の推進」及び第7「高潮災害予防対策の推進」による。

(4) 防災基盤の整備

吉富町は、要配慮者自身の災害対応能力、社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地・避難路等の防災基盤の整備に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育の実施に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

吉富町は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等についての支援を行う。

2. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 町防災計画に定めるべき事項

吉富町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

吉富町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。

この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

吉富町は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

① 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

② 情報の収集

- ア 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 町長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

③ 名簿情報の利用

- ア 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 名簿情報の提供

- ア 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。
ただし、吉富町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- イ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

⑤ 名簿情報を提供する場合における配慮

町長は、④により名簿情報を提供するときは、吉富町地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑥ 秘密保持義務

④により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又は

これらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 個別避難計画の作成・利用・提供

吉富町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

吉富町は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、吉富町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

① 個別避難計画の記載または記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

② 情報の収集

ア 町長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 町長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

③ 個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録

された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 個別避難計画情報の提供

ア 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、吉富町の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

⑤ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、④により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑥ 秘密保持義務

④により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑦ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

吉富町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

⑧ 地区防災計画との整合性

吉富町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(4) 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

(5) 避難行動要支援者の移送

吉富町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3. 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 要配慮者の把握

吉富町は、民生委員・児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、要配慮者について、プライバシーに配慮しつつ、災害時に迅速な対応がとれるよう、地区単位での把握に努める。

また、吉富町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(2) 要配慮者支援体制の整備

吉富町は、要配慮者の支援情報を活用し、自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での要配慮者の避難への支援体制づくりを行う。

障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、町ボランティアセンターなどを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

(3) 防災設備の整備

吉富町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する防災設備の整備に努める。

また、消防本部及び関係機関は、一般住宅防火指導の中で、障がい者に対して防災機器についての指導・助言を行う。

(4) 防災基盤の整備

吉富町は、要配慮者自身の災害対応能力及び要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(5) 防災知識の普及等

吉富町は、要配慮者及びその家族に対し、防災知識や避難方法等の普及を図るため、パンフレットやチラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

4. 外国人に対する支援対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

吉富町は、町内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知、広報紙等における外国語による防災啓発記事の掲載、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備等の取り組みを推進する。

また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（J I Sで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

吉富町は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、福岡県国際交流センター等と連携し、通訳・翻訳ボランティアを必要に応じて派遣する。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

(4) 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるため、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このためホテル・旅館等の施設管理者は、吉富町等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備える。

また、吉富町は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

併せて、福岡県観光連盟等と連携し、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を通じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信する体制を整備する。

5. 帰宅困難者への支援体制

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

吉富町は、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、県及び関係機関と連携して、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅における張り

紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

(2) 帰宅困難者の安否確認の支援

吉富町は、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 避難場所の提供

吉富町は、所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、来訪者等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

また、吉富町は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在中に必要な支援を実施するよう努める。

(4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

吉富町は、企業等との協定の締結により、災害時における徒歩帰宅者支援サービスステーションの設置等を促進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 企業、通勤者等への意識啓発

吉富町は、企業や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在中のことを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネットや町広報誌、リーフレット、企業との合同の帰宅困難者対策訓練等を通じ、企業や通勤者等への意識啓発を行う。

(6) 企業、学校等における対策の推進

吉富町は、企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、児童・生徒、顧客等の扱いの検討について支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業において必要となる飲料水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

(7) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制整備に努める。

第9 給水体制の整備

吉富町は、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の整備を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指している。

しかしながら、災害時は、施設の被災や停電等による浄水施設の停止などにより、水道水の断水や汚染等が予想される。

このため、災害時における応急対策のため、緊急補修等に対する体制づくりが必要である。

また、大規模災害による断水を想定し、必要とされる飲料水の備蓄が必要である。

1. 水の確保

吉富町は、京築地区水道企業団と連携し、災害時の水の安定供給に努めるほか、生活を維持していく上で重要な水道施設・設備について、施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備、被災時の被害軽減化対策の実施等に努め、災害時の水を確保するとともに、被災時には迅速な応急復旧を図ることができるよう、非常用施設・設備の充実強化に努める。

2. 給水体制の整備

吉富町は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水車や給水タンク、給水容器類等の給水用資機材の整備充実を図るとともに、水道工事業者等との協力体制を確立する。

また、平時から給水施設・設備について定期的な点検整備を実施し、非常時における作動確保が図られるよう努める。

3. 家庭における備蓄の促進

吉富町は、住民、事業所等に対して、町広報紙、防災パンフレット等による広報活動を通じて、各家庭における非常用飲料水や給水容器類の備蓄の促進に努めるほか、飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

また、飲料水の備蓄量については、1人当たり1日3ℓ以上を目安とし、これを3日分程度確保するよう奨励する。

第10 食糧、生活物資の供給体制の整備

吉富町では、防災備蓄倉庫を2基設置し、飲料水やアルファ米、毛布等の備蓄を行っている。しかし、大規模災害の発生時に対する各物資の備蓄数量は必ずしも十分ではなく、今後の体制整備が必要な状況である。

このため、各物資の備蓄体制の強化とともに、平時から食糧及び生活物資の関係団体等との協力関係を整備する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資

や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者、女性、こども等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

1. 被害を想定した備蓄計画の策定

吉富町は、東日本大震災等の過去の災害を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資について検討を行い、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備する。

なお、備蓄物資は、後述する流通備蓄、家庭、事業所等の備蓄と合わせ、避難者の3日分（推奨1週間分）程度を確保するものとし、下表に示す品目及び目標数の整備に努める。

これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

■備蓄物資の品目及び目標数量

	品目	目標数量	備考
食料	粉ミルク	105食	0～1才の割合(0.91%)×9食
	アルファ米	11,538食	避難者数×9食
	ビスコ等	3,846食	避難者数×3食
	飲料水	3,846ℓ	避難者数×3回
生活必需品	紙皿・コップ・割箸等	11,538食	避難者数×9回
	毛布	1,282枚	供給対象者1人1枚
	マット（タタミ）	1,282枚	供給対象者1人1枚（2㎡）
	トイレットペーパー	385個	1人1日0.1個
	生理用品	1,065枚	10～50才の女性割合(21.9%)のうち1/4週、3日×5枚
	紙おむつ（乳幼児）	280枚	0～1才の割合(0.91%)×1日8枚
	紙おむつ（大人）	398枚	65才以上の在宅要介護者割合(1.29%)×1日8枚
	ビニール袋	360枚	指定避難所12×30枚
	ラジオ付懐中電灯	12個	指定避難所12×1個

（注）避難者数・供給対象者数を1,282人（吉富町防災アセスメント調査による佐井川氾濫）として算出

2. 備蓄倉庫及び物資の整備

吉富町は、災害に備えて、緊急物資等の備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料及び生活必需品等の各種物資の備蓄を推進する。備蓄にあたっては、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、備蓄に際しては、男女によるニーズの違いや、物資による保存方法や保存期間の違い等を考慮する。食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等のほか、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

給食施設については、県と連携し、給食施設ごとの備蓄状況を取りまとめ、所管部局へ情報提供を行い、各施設に応じた供給体制の整備を行う。

3. 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

吉富町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。

また、吉富町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

4. 流通備蓄の確保

吉富町は、災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について、関係団体・企業等と協議し、協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平時からコミュニケーション強化に努める。

5. 家庭、事業所等の備蓄の推進

吉富町は、住民、事業所等に対し、町広報紙、防災パンフレット等による広報活動を通じて、3日分程度の食糧、生活物資の備蓄を奨励する。

6. 物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築

吉富町は、町の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を、物資集配拠点から迅速かつ円滑に避難所等に搬送できるよう、次の事項を踏まえつつ、物資供給体制の構築に努める。

■留意事項

- 発災直後で被災者のニーズが把握できない場合
 - ・当面必要とされる物資の短時間での効率的な供給（プッシュ型）
- 最低限の必要物資が行き渡った後の場合
 - ・被災者のニーズに対応した物資の供給（プル型）
- 地域の宅配事業者の協力による避難所へ配送
- 必要物資情報の出荷元への的確な伝達による物資集配拠点の滞留在庫の解消
 - ・必要な物資、不要な物資の情報の明確な発信
- 義援物資の整理の際はダンボール箱への混載を避け、中身の明示を徹底
- 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置

7. 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

吉富町は、食料関係業者（弁当等）や生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料・生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する

情報の共有に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

吉富町は、農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。

(3) L P ガス業者等との協力体制の整備

① 指定避難所等へのL P ガスの供給体制の構築

吉富町は、指定避難所等へのL P ガス及びガス器具の供給等について、(一社)福岡県L P ガス協会やL P ガス事業者との間で協力体制を構築する。

② 給食施設等の応急復旧体制の整備

吉富町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、L P ガス事業者との間で協力体制を整備する。

(4) 相互協力意識の向上

吉富町は、在宅の要配慮者への地域住民による食料や生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

8. 義援物資の受入体制の整備

吉富町は、小口・混載の義援物資は町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。

災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第11 防疫・清掃体制の整備

災害の被災地域では、衛生条件が極度に悪化することが予想され、このために感染症等の疾病の発生が懸念される。また、施設の被災により、し尿処理及び大量のごみやがれきの処理が滞れば、衛生環境の悪化も懸念される。

このため、平時から関係機関との連携・協力のもと、災害時における適正な処理体制を整備しておく。

1. 防疫体制の整備

(1) 保健衛生・防疫活動要領への習熟

吉富町及び関係機関は、「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。

(2) 防疫用薬剤及び資機材等の確保

災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、防疫用薬剤や器具等の確保が必要である。

このため、吉富町は、消毒薬剤や薬剤散布用器械、運搬機材等の消毒資機材の備蓄に努めるとともに、薬品業者等と連携・協力し、災害時には速やかに消毒資機材が確保できる体制を確立する。

(3) 学校における環境衛生の確保

学校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を行う。また、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について十分周知するよう指導する。

2. し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

(1) 仮設トイレの確保

吉富町は、災害時に浄化槽や下水道施設の被災により、トイレが使用できなくなった地域において仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄を図るとともに、関連業者等との連携により、災害時に速やかに確保できる体制を整備する。

また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

吉富町は、豊前市外二町清掃施設組合と連携し、災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場の設置場所等をあらかじめ選定しておく。

■ ごみ・がれきの仮置場の選定基準

選定の基準は、以下のとおりとする。

- 他の応急対策活動に支障がないこと。
- 環境衛生に支障がないこと。
- 搬入に便利なこと。
- 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) 応援協力体制の整備

吉富町は、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町との協力体制を整備する。

(4) 災害廃棄物処理計画の整備

吉富町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すこととする。

また、吉富町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

第12 住宅の確保体制の整備

1. 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備

吉富町は、建設型応急仮設住宅の事業主体である福岡県と連携し、県が策定した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

2. 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備

吉富町は、公営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努めるとともに、民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空家状況を把握する体制を確立する。

また、吉富町は、借上型応急仮設住宅の迅速な提供のために、不動産関係団体との連携強化を図る。

第13 二次災害の防止体制の整備

余震や降雨等に伴う二次災害の防止体制として、被災時に迅速な対応を行うことができるよう、あらかじめ必要な体制の整備や、土砂災害等危険箇所の危険度、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

吉富町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行うための、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町職員OB等）の登録及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等を推進する。

また、吉富町は、平時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

吉富町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録および受入態勢の整備を推進する。

また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3. 被災宅地危険度判定体制の整備

吉富町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握し、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡支援体制の整備、関係機関との連携体制の整備、技術力の向上対策を図る。

第14 業務継続計画の策定

吉富町や住民とともに、企業等も協力して災害に強いまちづくりを行うことは、被害の軽減につながり、社会秩序の維持等に大きく寄与するものである。企業等も災害時に事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを災害前の状態に早急に近づけられるよう、事前の備えを行っておく必要がある。

このため、企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続等）を認識し、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

また、吉富町は、その責務を果たすため、災害時における業務の遂行について検討し、事業継続計画の策定に努める。

1. 企業等における業務継続計画の策定・運用

企業等は、災害時において重要業務を継続するため、業務継続計画の策定・運用に努める。

また、防災組織・防災体制の整備、取引先とのサプライチェーンの確保、事業継続上の取り組みの継続的な実施など、防災活動に取り組む。

なお、吉富町は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

■防災活動の検討事項

- 従業者、顧客等の安全の確保
- 火災や構築物の倒壊など、二次災害の防止に向けた取り組みの実施
- 住民、行政、取引先等との連携による早期復旧

2. 吉富町における業務継続計画の策定・運用

吉富町は、災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立するよう努める。

また、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」（「重要6要素」という。）について定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

■業務継続計画策定のための主な検討項目

- 業務継続体制
 - ・全庁的な検討体制の構築
 - ・国、県、関係機関等との連携、調整等
- 業務継続体制の検討
 - ・検討の対象、実施体制
 - ・被害状況の想定
 - ・非常時優先業務の選定
 - ・必要資源に関する分析と対策
 - ・非常時の対応
- 業務継続体制の向上
 - ・教育、訓練等
 - ・点検、是正

3. 事業継続力強化支援計画の策定促進

町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会・商工会議所が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

第15 資機材等の点検整備

災害発生時に速やかに対処できるよう、平時から応急対策等に必要な資機材等は点検整備を行っておく必要がある。

特に、大規模災害時には地域における救助活動が重要であり、また、早期の救助活動が必要となるため、町の備蓄だけでなく、家庭が保有している資機材の利活用も可能にしておく必要がある。

なお、応急対策の実施のため、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する災害用装備資機材等の整備や、車両や資機材を小型・軽量化するなど被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

1. 常時点検整備を行う主な資機材等

吉富町及び関係機関は、災害応急対策に必要な資機材等及び施設について、災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう、以下に示す資機材等において、平時から点検整備及び必要に応じて補強を行う。

なお、自主防災組織が行う資機材等の点検整備について、吉富町は支援に努める。

■点検整備を行う資機材等

- 救助用備蓄資材、器材
 - ・ 給水資材、器材等
 - ・ 救急薬品、器材等
 - ・ その他救助用資材、器材
- 水防用備蓄資材、器材
- 消防用資材、器材
- 医療、助産、防疫に必要な資材、器材
- 災害救助用備蓄物資
- その他水道、交通施設等の復旧に必要な資材、器材

2. 点検整備の内容

吉富町及び関係機関は、災害応急対策に必要な資機材等及び施設について、次の事項に留意して点検する。

■点検整備における留意事項

機械類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不良箇所の有無、故障の整備 ○ 不良部分の取り替え ○ 機能試験の実施 ○ その他
資材、器材類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規格ごと数量の確認 ○ 不良品の取替え ○ 薬剤等効果判定 ○ その他

第16 災害救助法の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

1. 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

吉富町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

吉富町は、県が実施する災害救助法実務研修会に参加する。町の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

(3) 必要資料の整備

吉富町は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

2. 運用マニュアルの整備

吉富町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第17 複合災害の予防

吉富町、国、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実することとする。

1. 職員・資器材の投入判断

吉富町及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2. 訓練の実施

吉富町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第18 帰宅困難者支援体制の整備

1. 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2. 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者により避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられないよう、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

帰宅困難者への対応は、「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠となるため、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、駅前等での混乱防止等について事業所、住民等へ周知を行う。

第19 液状化災害対策

1. 液状化対策の調査・研究

県及び防災関係機関と連携して、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

①液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

②液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

③代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

3. 液状化対策の普及・啓発

県及び防災関係機関と連携して、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第20 南海トラフ地震臨時情報への対応

1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

■「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間
地震発生等から5～30分程度	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南 	

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策を取るべき期間
		海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
地震発生等から最短で2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（最大クラス（M9クラス）の南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

情報収集に努めるとともに、気象庁からの後続の発表について注意する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

情報収集に努め、関係各機関及び住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図る。